



クオーレ訪問看護ステーション

訪問看護重要事項説明書

利用者: _____ 様

(令和6年6月1日現在)

1 クオーレ訪問看護ステーション概要

(1) 提供できるサービスの地域

事業者名称	クオーレ合同会社
所在地	〒366-0051 埼玉県深谷市上柴町東5丁目4番地11
介護保険指定番号	1164690327
法人種別	宮利法人
代表者	代表社員 浅見英男
電話番号	048-577-5135
サービスを提供する地域	深谷市、熊谷市、寄居町、小川町

(2) 職員体制と職務内容

職種	資格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理	看護師	1名		従事者の管理及び業務の一元的な管理	1名

訪問看護	看護師	1名	1名	訪問看護サービスの提供	2名
訪問看護	准看護師	1名	0名	訪問看護サービスの提供	1名
事務		0名	0名	事務所の必要な事務処理	0名

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

クオーレ合同会社が開設するクオーレ訪問看護ステーション（以下が行う、指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、主治医の医師が在宅医療での訪問看護の必要を認めた、要介護状態（又は要支援状態）にある利用者に対し、ステーションの看護職員その他の従業員（以下「看護職員等」という。）が、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

ステーションの看護職員等は、利用者の自己決定を尊重し住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるよう、対話を大切にした利用者に合わせた支援を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所窓口の営業日及び営業時間

(1) 営業日・時間

営業日	月～土曜日 8時30分から17時30分
休日	日曜日、祝祭日、12/29から1/3まで

(2) サービス提供時間

サービス提供日	月～土曜日 9時00分から17時00分 (日曜日、祝祭日、12/29～1/3を除く)
---------	---

サービス提供時間	営業日・営業時間帯に関わらず、24時間体制を取っておりますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。 (利用料金は別紙の料金表を参照して下さい。)
----------	---

※時間帯については、下記を参照してください。

- ・早朝・・・・6:00～8:00
- ・夜間・・・・18:00～22:00
- ・深夜・・・・22:00～6:00

4 サービス提供内容

① 看護介護行為（利用者に対して）

- ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定）
- ・身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など）
- ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）

② 医療的処置行為

- ・創傷及び褥瘡処置
- ・人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・在宅酸素療法管理ケア
- ・在宅人工呼吸器管理ケア
- ・喀痰の吸引・管理
- ・点滴
- ・排泄管理ケア（浣腸・摘便）

③ リハビリ援助行為

- ・拘縮予防
- ・認知予防指導（趣味の活用・遊ビリテーションなど）

④ 介護者に対して

- ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
- ・褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
- ・室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
- ・介護者の健康相談・助言

5 利用料金

(1) 利用料として、介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

(2) 利用者は訪問看護ステーションに規定料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

(3) 交通費、及びキャンセル料については、規定料金表(別紙)に定めたとおりの費用を支払うものとします。

6 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

1 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の請求方法等	1 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
---	---

	2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者宛にお届け（郵送）します。
2 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の支払い方法等	<p>1 請求月の25日までにお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み</p> <p>(イ)利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(ウ)現金支払い</p> <p>2 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から30日以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

医師、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からサービス利用のご相談、ご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員が、ご自宅へお伺いいたします。契約締結後、医師の指示及び居宅サービス計画書に基づき訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

（2）サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 カ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、[自立]と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほど の背信行為を行った場合は、当事業所より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することができます。その場

合ご家族に連絡の上、適切に対応します。

- 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。
- 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業者からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

8 緊急事態の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	医療機関	
	主治医名	
	電話番号	
ご家族	氏名	
	電話番号	

9 事故発生時の対応方法について

- 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 訪問看護のサービス提供に伴い事業者は損害賠償補償制度に加入します。

10 サービスの内容に関する苦情

クオーレ訪問看護ステーションの訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

【事業者の窓口】 クオーレ訪問看護ステーション	所在地 埼玉県深谷市上柴町東5-4-11 電話番号 048-577-5135 ファックス番号 048-577-5136 受付時間 8時30分から17時30分
【市町村（保険者）の窓口】 大里広域市町村圏組合介護保険課 (深谷市熊谷市寄居町在住の方)	所在地 埼玉県熊谷市曙町2-68 電話番号 048-501-1330 受付時間 平日 8時30分～17時15分
小川町役場 長生き支援課 (小川町在住の方)	電話番号 0493-74-2323 受付時間 平日 8時30分～17時15分
【公的団体の窓口】 埼玉県国保連合会 介護福祉課 苦情対応係	所在地 埼玉県さいたま市中央区下落合1704 電話番号 048-824-2568 受付時間 平日 8:30～12:00 13:00～17:00

訪問看護の提供開始にあたり、利用者（但し利用者が判断能力に障害がみられる場合においては、家族・成年後見人との契約となる）に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和　　年　月　日

名称 クオーレ訪問看護ステーション

事業者 所在地 埼玉県深谷市上柴町東5丁目4番地11

説明者 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を
受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 _____

代理人 住所

氏名 _____

利用料金（別紙）

精神科訪問看護利用料金表（医療保険）

《基本料金》

項目				費用総額	自己負担割合						
					1割	2割	3割				
精神科 訪問看 護 基本療 養費	(I)	看護師	週3日目 まで/週	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円			
				30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円			
			4日目以 降/週	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円			
				30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円			
	(III)	同一建物 への訪問	看護師 等2名/ 同一日	週3日目 まで/週	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円		
				30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円			
			看護師 等3名/ 同一日	4日以降 /週	30分以上	2,780円	278円	556円	834円		
					30分未満	2,130円	213円	426円	639円		
訪問看 護管理 療養費 (/月回)	月の初 回日	機能強化型以外				7,670円	767円	1,534円	2,301円		
		2回目以降				2,500円	250円	500円	750円		
	訪問看護情報提供療養費（I～III）				1,500円	150円	300円	450円			
	24時間対応体制加算(/月)				6,520円	652円	1,304円	1,956円			
退院時共同指導加算				8,000円	800円	1,600円	2,400円				
夜間・早朝訪問看護加算(/回)				2,100円	210円	420円	630円				
深夜訪問看護加算(/回)				4,200円	420円	840円	1,260円				
		看護師+	1回目/日	4,500円	450円	900円	1,350円				

精神科複数名訪問看護加算(/週)	看護師	2回目/日	9,500円	900円	1,800円	2,700円
		3回目/日	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
精神科複数回訪問加算	看護師	2回/日	4,500円	450円	900円	1,350円
		3回以上/日	8,000円	800円	1,600円	2,400円
精神科長時間訪問看護加算(/週)			5,200円	520円	1,040円	1,560円

キャンセル料

訪問当日のキャンセル及び無断キャンセルの場合、訪問の自己負担額相当分を徴収させていただきます。急病や急な受診などはこの限りではありません。

その他の費用

受診同行支援について

体の不自由な方や交通手段が困難な方は事前完全予約制で対応させて頂きます。

週2日以上、当訪問看護ステーションご利用の方には月1回無料(ご自宅より片道30分程度)で対応させて頂きます。

2回目からは1回8,000円+税にて承ります。

訪問看護の介護報酬に関する費用

地域区域別1単位あたりの単価10.21円(7等級)

(単位数) 1単位 10.21円	費用額 (10割)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
新規利用者				

初回加算	の訪問看護を行った月に加算	+300	3,063円	306円	612円	918円
初回加算	新規利用者の訪問看護を行った月に加算	+300	3,063円	306円	612円	918円
20分以上30分未満の場合	1回につき	+471	4,808円	481円	962円	1,443円
30分以上1時間未満の場合	1回につき	+823	8,402円	841円	1,681円	2,521円
1時間以上1時間30分未満の場合	1回につき	+1,128	11,516円	1,152円	2,304円	3,4円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,063円	307円	613円	919円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1回につき	+600	6,126円	613円	1,226円	1,838円
退院時共同指導加算(Ⅱ)	1回につき	+574	5,860円	586円	1,172円	1,758円

夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00) 上記単位数の25%増

深夜(22:00～6:00) 上記単位数の50%増

准看護師が訪問を行った場合 上記単位数の10%減